



運賃・料金が変わりました

～公示運賃額が新しくなり 幅運賃制度がなくなります～

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃を見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

新たな公示運賃

施行・令和 5年8月25日

① 貸切バス事業者が国に届け出る公示運賃額が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新下限額）

距離：1kmあたり単価（円）
時間：1時間あたり単価（円）

| | | 北海道 | 東北 | 関東 | 北陸信越 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 距離 | 大型車 | 140 | 170 | 160 | 150 | 140 | 160 | 190 | 140 | 140 | 200 |
| | 中型車 | 120 | 150 | 140 | 130 | 120 | 130 | 160 | 120 | 120 | 170 |
| | 小型車 | 100 | 130 | 120 | 110 | 100 | 110 | 140 | 100 | 100 | 140 |
| 時間 | 大型車 | 5,570 | 6,530 | 6,580 | 6,440 | 6,820 | 7,390 | 6,320 | 6,380 | 6,330 | 5,230 |
| | 中型車 | 4,700 | 5,520 | 5,560 | 5,430 | 5,760 | 6,240 | 5,330 | 5,380 | 5,350 | 4,420 |
| | 小型車 | 4,030 | 4,740 | 4,770 | 4,670 | 4,940 | 5,360 | 4,580 | 4,620 | 4,590 | 3,790 |

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車以外のもの 小型：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

② 幅運賃制度がなくなります

新制度・・・下限額以上で運賃を決定（上限額の廃止）

旧制度・・・上限額～下限額の間で運賃を決定

